

# 重要事項説明書

## (居宅介護支援事業)

利用者 : 様

事業者 : ケアプランセンター まごのて

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0995-55-8298) (月～金曜日 8:00～18:00)  
担当 介護支援専門員 赤井田 弦 ／管理責任者 赤井田 弦  
※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター まごのて
所在地	鹿児島県霧島市国分中央6丁目7-1 レジデンスハヤシ101号
連絡先	TEL 099-55-8298 FAX 0995-55-8299
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 ( 霧島市 第4671201772号)
サービスを提供する実施地域※	鹿児島県霧島市全域 鹿児島県姶良市の一部

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 1名

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前8時から午後6時まで

※ (土・日・第三月曜・祝日・8月13日～8月17日・12月27日～1月5日は休業)

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 利用料金

### (1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

取扱要件	要介護度	利用料 (1カ月あたり)	利用者負担金
居宅介護支援費（I） (取扱件数が45件未満)	要介護1・2 要介護3・4・5	10,860円 14,110円	無料
居宅介護支援（II） (取扱件数が45件以上 60件未満)	要介護1・2 要介護3・4・5	5,540円 7,040円	
居宅介護支援（III） (取扱件数が60件以上)	要介護1・2 要介護3・4・5	3,260円 4,220円	

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の金額が加算されます。

加算の種類	加算額
特定事業所加算（I）	5,190円
特定事業所加算（II）	4,210円
特定事業所加算（III）	3,230円
初回加算	3,000円
入院時情報連携加算（I）	2,500円
入院時情報連携加算（II）	2,000円
退院・退所加算 (I) イ	4,500円
退院・退所加算 (I) ロ	6,000円
退院・退所加算 (II) イ	6,000円
退院・退所加算 (II) ロ	7,500円
退院・退所加算 (III)	9,000円
ターミナル ケアマネジメント加算	4,000円
通院時情報連携加算	500円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円
同一建物減産	5%の減算

(2) 交通費

介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費は不要です。

### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5. 個人情報保護に関する保護方針

個人情報に関する法律を順守して、個人の権利・利益を保護するために次の通り個人情報保護に関する方針を定めて実施します

- 1、個人情報は適切な取得に努め、利用目的を達成するために性格・最新の内容を保ちます
- 2、通常、必要と考えられる個人情報の範囲は居宅介護支援マネジメントに必要な情報です。  
個人情報は利用目的の達成に必要な範囲で利用します。上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。ただし、県や市町村監査機関などは第三者に該当しないため、文書で同意を得ない事があります
- 3、個人情報の保護に対する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します
- 4、個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合は、調査の上対応します
- 5、従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約書にても離職後も含めて守秘義務を遵守いたします
- 6、個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失。不正アクセス等問題発生時には、速やかに対処します
- 7、個人情報の開示を求められた場合は、ご本人確認を行い情報提供を行います

## 6. 個人情報の利用目的

ケアプランセンター まごのてでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【事業所内での利用目的】

- ・居宅介護支援計画に資する業務の実施
- ・給付管理業務
- ・訪問時間の予定管理
- ・会計・経理
- ・事故等の報告

### 【他の事業所等への情報提供を伴う利用目的】

- ・サービス事業者や医療関係、介護保険施設、霧島市地域包括支援センター、居宅支援事業所等（あすなろ会）との連携による情報提供
- ・緊急時に他の居宅支援事業所との業務提携における情報の共有（あすなろ会会員に限ります）
- ・サービス事業者や医療機関等からの照会に対する回答
- ・利用者の介護計画等のための、主治医等に意見・助言を求める場合
- ・ご家族等に対する心身の状況とサービス提供についての状況等の説明
- ・住宅改修を行う場合の建設関連会社等への状況説明
- ・損害賠償保険等に係る専門の団体、保険会社への相談または届出
- ・審査支払機関へのレセプトの提供
- ・審査支払機関または保険者等からの照会に対する回答

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

事業所名	ケアプランセンター まごのて
所在地	鹿児島県霧島市国分中央 6 丁目 7-1 レジデンスハヤシ 101 号
担当・連絡先	担当：赤井田 弦 TEL 099-55-8298 FAX 0995-55-8299

### (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

窓口	霧島市役所 保健福祉部、長寿・障害福祉課長寿福祉グループ
所在地	霧島市国分中央 3 丁目 45-1
TEL	0995-45-5111
窓口	鹿児島県国民健康保険団体連合会
所在地	鴨池南国ビル 7 階介護相談室
TEL	099-213-5122
窓口	運営適正化委員会 鹿児島県社会福祉協議会
所在地	鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号
TEL	099-286-2200
窓口	鹿児島県保健福祉部介護福祉課事業者指導係
所在地	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
TEL	099-286-2687
窓口	姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 介護指導係
所在地	霧島市隼人松永 3320-46
TEL	0995-44-7954

### (3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

## 8. 高齢者虐待防止の推進

- ① 虐待防止のための手順
- ② 虐待の防止指針として定期研修を行い、虐待と認められる際は調査を行う
- ③ 虐待と認められた際は市町村への報告を行い指導を実施する。

## 9. 当法人の概要

法人種別・名称 合同会社 Twinkle Tree Love  
社員数 1名  
設立 平成 31 年 2 月  
所在地・電話 鹿児島県霧島市国分中央 4 丁目 18-21-1-104 号  
フリーデ中央 1 番館  
代表社員 赤井田 弦  
電話番号 080-2722-7781

事業内容 居宅介護支援事業

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

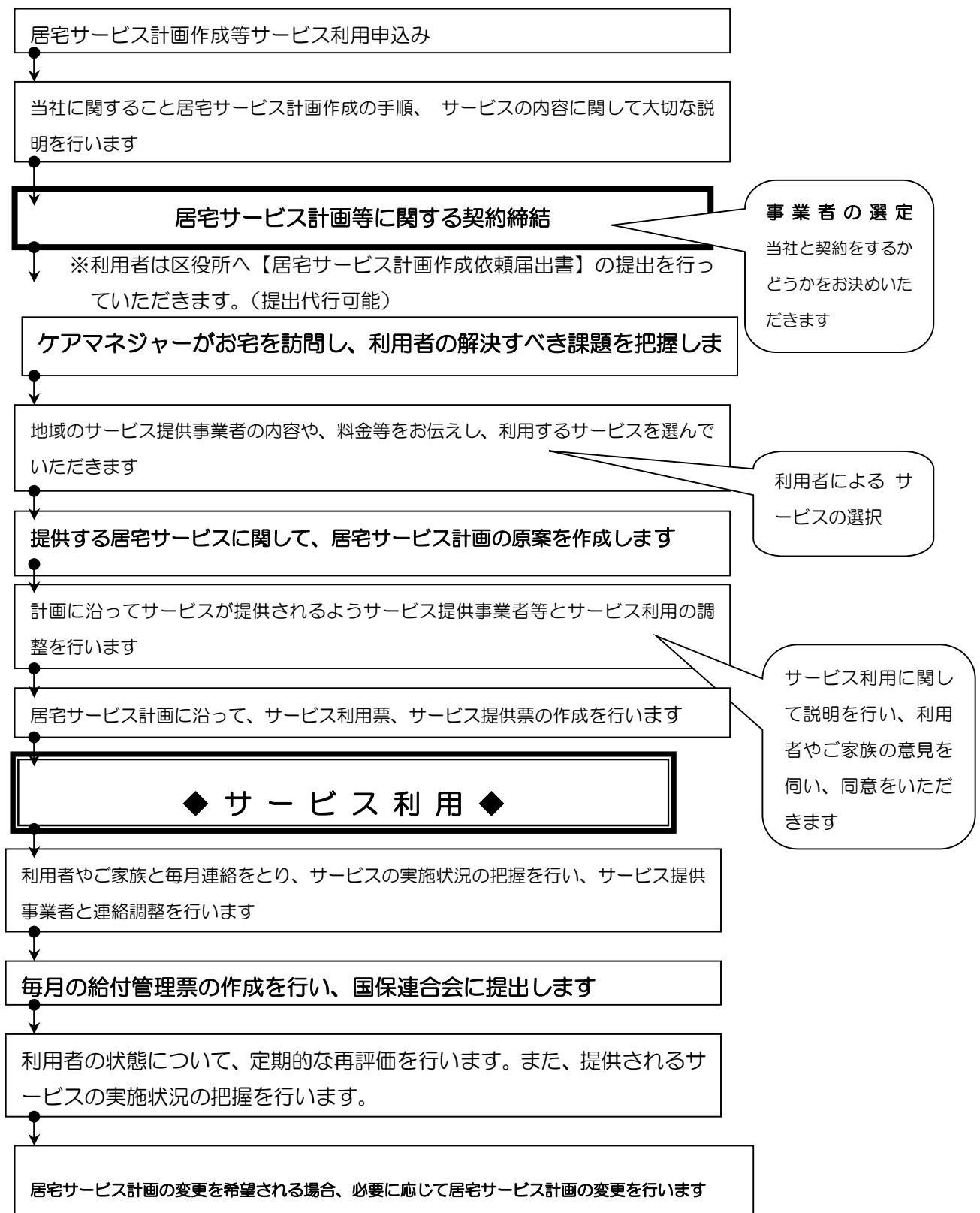
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただけません。

### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】 合同会社 Twinkle Tree Love

【事業所】 ケアプランセンター まごのて

【説明者】 氏名 赤井田 弦

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用申込者】

住 所

氏 名

【利用者家族】

住 所

氏 名

(続柄)

【代理人】

住 所

氏 名

(続柄)

## 同 意 書

居宅支援事業所

管理者 赤井田 弦 殿

私は下記の指定居宅サービス事業者を選定するにあたり、担当者から地域の複数の居宅サービス事業者に関する十分な情報が提供され説明を受け、また、居宅サービス計画に下記サービス事業者を位置付けた理由について、理解しましたので同意します。

説明に使用した資料

- ①霧島市内の介護保険サービス等提供事業所
- ②在宅医療資源リスト
- ③各サービス事業者のパンフレット
- ④ワムネット

選定した居宅サービス事業者等	理 由
ケアプランセンター まごのて	

同 意 日：令和 年 月 日

説 明 者<氏 名> 赤井田 弦

利 用 者<氏 名>

家 族 及 び 代 理 人 < 氏 名 >

印